

監査公表第 600 号

財政援助団体等監査の結果に対して講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長及び京都市教育委員会から通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 20 年 12 月 16 日

京都市監査委員 高 橋 泰一朗  
同 井 上 教 子  
同 不 室 嘉 和  
同 出 口 康 雄

- 1 平成 19 年度財政援助団体等監査（平成 20 年 5 月 15 日監査公表第 587 号）  
（文化市民局－1）

監 査 の 結 果
4 財団法人京都市音楽芸術文化振興財団 (2) 出資団体監査 a 団体関係 財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「音芸財団」という。）は、本市が基本財産の 53.4%を出えんしている外郭団体であり、本市としても、その財産の保全に注意を払うべきであるが、音芸財団においては、備品台帳を備えていなかった。 適正な財産管理を行う観点から、備品台帳を整備するよう、音芸財団に対して適切に指導し、改められたい。

講 じ た 措 置
監査の結果に基づき、平成 20 年 5 月に財団法人京都市音楽芸術文化振興財団に対し指導をした結果、京都市に準じた財団用備品台帳を整備したとの報告を受け、各会館において保管・管理されているのを確認した。

監 査 の 結 果

4 財団法人京都市音楽芸術文化振興財団

(4) 公の施設の指定管理者監査

a 団体関係

(a) 京都コンサートホール条例によると、利用料金は、定められた額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとされているが、市長の承認を得ずに利用料金を徴収していたものがあった。

利用料金の徴収に当たっては、市長の承認を得るよう、音芸財団に対して適切に指導し、改められたい。

講 じ た 措 置

監査の結果に基づき、平成20年5月に財団法人京都市音楽芸術文化振興財団に対し指導をした結果、パイプオルガンの調律や練習を目的として、公演日3ヶ月前の日から公演日前日までの間にホールを利用する場合は、利用料金上限額の10分の3に相当する額を徴収することについて、平成20年8月26日付けで財団から承認願が提出され、平成20年9月2日に市長の承認を得た。

監 査 の 結 果

5 京の華舞台実行委員会

(2) 財政援助団体監査

a 団体関係

(a) 京の華舞台実行委員会は、本市所管課に事務局を置き、本市職員が職務として計理事務を行っていることから、契約の履行確認は、本市に準じて確実にを行う必要があったが、物品等の調達の実行確認をしたことが証明されない事務処理方法となっていた。

本市所管課に事務局を置き本市職員が職務として計理事務を行っている団体の履行確認については、「調達事務等の適正な執行について」（平成10年6月30日調達事務における不祥事防止調査検討委員会）に準じて規程を整備するなど、確実に履行確認を行うようにされたい。

講 じ た 措 置

監査の結果に基づき、平成20年5月に同実行委員会に対し、指導を行った結果、物品等の調達の履行確認を「調達事務等の適正な執行について」に基づき処理し、納品整理簿を作成する等、徹底したとの報告を受け、その内容を確認した。

監 査 の 結 果

5 京の華舞台実行委員会

(2) 財政援助団体監査

a 団体関係

(b) 本市では、平成16年度から開催している「京都文化祭典」の一つとして、多彩なコンサートを内容とする「京の華舞台」の実施に当たり、本市を実施主体とするのではなく、そのつど定める入場料を主な財源とする必要性から、本市所管課に事務局を置く実行委員会を実施主体とする形態を採ることとし、実行委員会に対して予算の範囲内で本市からの補助金を支出することとしている。

実行委員会は、「京の華舞台」に対する直接経費だけではなく、消耗品の購入等の事務経費を含めて支出しているが、当年度においては、開催期間後の会議も含め、「京都文化祭典 '06 京の華舞台」に関する取組がすべて終了した後の2月に事務経費である総務費の約40パーセントを執行していた。

本市所管課に事務局を置き本市の職員が計理事務を行っている団体については、その予算執行についても、本市に準じて、支出の時期及び必要度を精査するなど、計画的に行うようにされたい。

講 じ た 措 置

「京都文化祭典 '06 京の華舞台」事業終了後に、事務経費の約40パーセントを執行していることについては、当該事業の報告書作成等で、予想以上にコピー用紙やトナー等が必要となったためである。当該事業の実行委員会に対しては、事業終了後に必要な作業も含めて、計画的に予算執行するよう指導した。

監 査 の 結 果

7 財団法人京都市体育協会

(2) 出資団体監査

a 団体関係

財団法人京都市体育協会（以下「体育協会」という。）は、京都市外郭団体改革計画等に基づき本市が主体的に指導調整を行うべき外郭団体である。外郭団体に対しては、本市からの支援を縮小し、自主性、自立性を高めていくとしている。

なお、体育協会では本市からの受託事業の割合が高く、今後、指定管理料の減少に向けて出納その他の事務を適正かつ経済的・効率的に執行しなければならず、また財産の保全に注意を払うべきであるが、次のような事例があった。

(a) 特定の業者と随意契約を行っている委託業務について、当該業者以外では履行不可能であることを明確にしていなかった。

(b) 備品として管理すべき物品を備品台帳に記録していないものがあった。

委託業務について特定の業者と随意契約を行う場合は、随意契約の理由のほかに業者選定理由を明確にし、それらの理由がないときは競争性のある契約として取り扱うとともに、財産管理についても適正に行うよう、体育協会に対して適切に指導し、改められたい。

講 じ た 措 置

財団法人京都市体育協会に対し、指導を行ったところ、同協会から以下のとおり改善した旨報告があり、平成20年7月に確認した。

(a) 随意契約を行う場合は、業者選定理由が明確で、かつ合理的理由があることを決定書に明記するよう、平成20年4月1日付けの決定書から改めた。また、1件の予定価格が100万円以上のものは原則、競争入札とし、100万円未満のものについては見積合わせを行うこととした。

(b) 当協会の会計規程及び物品規程に基づき、備品台帳を作成しているが、再度、物品のチェックを行い、適正な管理の下、記録漏れのないようにした。また、当協会購入の固定資産及び備品の管理方法等について、職員へ周知を行った。

監 査 の 結 果

8 株式会社京都市花き総合流通センター

(2) 財政援助団体監査

a 団体関係

(a) 株式会社京都市花き総合流通センター（以下「流通センター」という。）の代表取締役松尾義平は、会社設立時から現在まで現役職に就任しているが、同時に現在卸売市場内に本社を置く卸売会社A社（以下「A社」という。）の役員も兼ねており、平成18年度においてはA社代表取締役であり、平成19年9月24日以降は代表権を有しない取締役となった。

平成18年3月28日の取締役会で、卸売市場の取扱高を増加させるため、卸売会社の市場施設使用料を値引きすることを議決していた。

会社法では、取締役会の決議について、特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができないとしているが、本取締役会議事録によると、本件の市場施設使用料の値引きについての議決に代表取締役松尾義平が加わっていた。

会社法に基づき、適正に取締役会の運営を行うよう、流通センターに対して適切に指導し、改められたい。

講 じ た 措 置

流通センターに対して指導した結果、平成20年6月24日、事務局から本件事案を取締役に報告し、以後会社法に基づき、適正に取締役会の運営を行うことを徹底させた。

監 査 の 結 果

8 株式会社京都市花き総合流通センター

(2) 財政援助団体監査

a 団体関係

(b) 警備業法では、警備業を営もうとする者は、都道府県公安委員会の認定を受けなければならないとしている。

流通センターは、卸売市場施設の施錠・確認等の業務をA社に委託しており、その内容は警備業務として認識されるものであったが、A社は都道府県公安委員会の認定を受けていなかった。

契約を締結するに当たっては、業務執行上必要な資格を持った者を選定するよう、流通センターに対して適切に指導し、改められたい。

講 じ た 措 置

流通センターに対して指導した結果、平成20年7月にA社との委託契約を解除し、以後は自社で卸売市場施設の施錠・確認等の業務を行っている。

監 査 の 結 果

10 財団法人京都市障害者スポーツ協会

(3) 公の施設の指定管理者監査

a 所管課関係

京都市障害者スポーツセンター条例によると、利用料金は、定められた額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとされているが、承認に関する手続きを行っていなかった。規定に従い指定管理者に申請させようえ、承認を行うなど、所定の手続きを適正にされたい。

講 じ た 措 置

財団法人京都市障害者スポーツ協会に対し、利用料金の設定手続きについて、市長に対し承認申請するよう指導した結果、平成20年7月10日付けで承認依頼があったため、平成20年7月16日付け保福障第648号「京都市障害者スポーツセンターの利用料金について（通知）」を発出し、承認手続を行った。



監 査 の 結 果

11 社会福祉法人京都ライトハウス

(2) 財政援助団体監査

a 所管課関係

京都ライトハウス事業補助金は、点字図書館及び点字出版施設の運営並びに視覚障害者に対する歩行訓練などの日常生活訓練等に要する経費全般について補助するものである。

交付決定書類を見たところ、人件費の算定については、事業部門ごとの担当職員の前年度当初人件費を基礎とし、これに必要な係数を乗じることによって算出しているが、これらの係数のうち、定期昇給率は根拠を持たないまま一律に3パーセントとしていた。また、人件費以外の経費は事業費としているが、その算定については、事業部門別に金額を記載しているものの、その内容は示されておらず、いずれも補助金の積算の根拠が不明確であった。

については、事業部門ごとに人件費及び事業費の積算の根拠を明らかにするとともに、補助対象の範囲等を明確にするために交付要綱を定め、これに基づき交付決定等の手続を行うなど、適切な補助金の支出事務に取り組まれない。

講 じ た 措 置

適切な補助金の支出事務に向けて、平成20年6月24日付けで「視聴覚障害者情報提供施設等運営補助金交付要綱」を策定し、補助対象の範囲等を明確にするるとともに、事業費の内訳について積算資料に明示することとした。

また、人件費の積算に用いていた係数のうち、定期昇給率については、平成19年度交付決定時より廃止している。

監 査 の 結 果

16 社会福祉法人京都福祉サービス協会

(4) 公の施設の指定管理者監査

a 団体関係

(a) 指定管理者が管理する公の施設の管理に関する事業実績報告書の提出については、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、毎年度終了後60日以内にしなければならないとされているが、期限より約3箇月遅れて提出されていた。

公の施設の管理に関する事業実績報告書の提出について、公の施設の運営状況を的確に把握し、指示等の必要性を判断することが求められることから、規定に基づき期限までに提出するよう、社会福祉法人京都福祉サービス協会（以下「福祉サービス協会」という。）に対して指導し、改められたい。

講 じ た 措 置

事業実績報告書の提出について、社会福祉法人京都福祉サービス協会に対し指導を行った結果、平成19年度の事業実績報告書は、期限内である平成20年5月29日に提出された。

監 査 の 結 果

16 社会福祉法人京都福祉サービス協会

(4) 公の施設の指定管理者監査

a 団体関係

(b) 貸与物品の管理については、物品の貸与及び管理に関する協定に基づき、京都市の例により備品台帳で整理することとされているが、備品台帳が指定管理者となる以前のものとなっており、その後行った返納手続等を反映したものとなっていなかった。

貸与物品の管理について、備品台帳が現状を正しく示すものとなるよう、協定に基づき、物品の異動のつど、備品台帳に記載するなど、適正な事務をするよう、福祉サービス協会に対して指導し、改められたい。

講 じ た 措 置

貸与物品の管理については、社会福祉法人京都福祉サービス協会に対し指導を行った結果、平成20年7月31日に、返納手続等を反映したものに改善されていることを確認した。

監 査 の 結 果

17 社団法人京都市シルバー人材センター

(2) 財政援助団体監査

a 所管課関係

地方自治法によると、補助金については、公益上必要がある場合に交付できるとされているが、社団法人京都市シルバー人材センターに交付している補助金について、補助金交付決定時において公益上の必要性について示していなかった。

補助金交付決定時には、決定書にその必要性について明記されたい。

講 じ た 措 置

補助金の交付決定については、平成20年度の決定書から公益上の必要性を明記するように改め、交付決定を行った。

監 査 の 結 果

18 社会福祉法人柘野福祉会

(3) 公の施設の指定管理者監査

a 団体関係

社会福祉法人柘野福祉会（以下「柘野福祉会」という。）は本市との間で、京都市柘野特別養護老人ホーム及び京都市柘野老人デイサービスセンターの指定管理に当たり、物品の貸与及び管理に関する協定書を締結し、物品の貸与を受けている。

本協定書では、京都市物品会計規則の規定を準用して貸与物品の管理を行うものとしているが、柘野福祉会では同規則で備えるべきこととなっている備品台帳及び備品配置表を作成していなかった。

貸与物品については、協定書を遵守し、備品台帳及び備品配置表を備えるとともに、管理を適正に行うよう、柘野福祉会に対して適切に指導し、改められたい。

講 じ た 措 置

社会福祉法人柘野福祉会に対し指導を行った結果、同会から備品台帳の作成及び備品配置表を作成したとの報告を受け、平成20年8月1日、その内容を確認した。

監 査 の 結 果

18 社会福祉法人柘野福社会

(3) 公の施設の指定管理者監査

b 所管課関係

本市は、柘野福社会に京都市柘野特別養護老人ホーム及び京都市柘野老人デイサービスセンターの指定管理をさせるに当たり、物品の貸与及び管理に関する協定書を締結して、物品を貸与しているが、この貸与備品にちよう付されている備品整理票の内容は、協定書の別表の貸与備品と異なるものであった。

貸与備品に適正な備品整理票をちよう付されたい。

講 じ た 措 置

貸与物品の適正管理に向け、社会福祉法人柘野福社会に貸与している備品の点検を行い、貸与備品に適正な備品整理票をちよう付したとの報告を受け、平成20年8月1日、その内容を確認した。

監 査 の 結 果

21 社団法人京都保健衛生協会

(2) 公の施設の指定管理者監査

a 所管課関係

京都市深草墓園の管理について、本市に提出する事業報告書には、業務に係る収支の報告の記載を義務付けているが、この事業報告書の収支状況を見ると、一部に誤りが見られた。

については、本市が指定管理者による管理を適正に行わせるためには、業務に係る収支の状況を正確に把握することが必要であり、提出された事業報告書について精査するようにされたい。

講 じ た 措 置

京都保健衛生協会に対し、事業報告書の修正を指導した結果、平成20年8月1日に訂正された旨を確認した。

なお、事業報告書の不備が原因であることから、京都保健衛生協会と協議のうえ、本事業に特化した事業報告書を作成することにより、転記ミス等、収支報告書に誤りが発生しないよう様式を改善した。

監 査 の 結 果

22 財団法人京都市景観・まちづくりセンター

(2) 出資団体監査

a 団体関係

自主事業として行っている書籍販売について、代金を無料としている場合があったが、無料とする要件を定めておらず、また、決定手続を経ていなかった。

書籍を無料とするに当たっては、財団法人京都市景観・まちづくりセンター（以下「景観・まちづくりセンター」という。）としてその要件や権限について定めよう、申請書を徴して決定を経るなど、組織的な事務処理とするよう、景観・まちづくりセンターに対して適切に指導し、改められたい。

講 じ た 措 置

監査の結果に基づき取扱い要領を作成し、平成20年9月1日から申請書を徴して決定手続を行うなど、組織的な事務処理を行うこととしたとの報告を受け、その内容を所管課で確認した。



監 査 の 結 果

25 京都市上下水道局職員等厚生会

(2) 財政援助団体監査

a 団体関係

- (a) 物品等の調達について、随意契約の理由及び見積合わせをしない特別な事情を明らかにすることなく、1者からの見積書に基づき、随意契約をしていたものがあった。

京都市上下水道局職員等厚生会（以下「水道局職員厚生会」という。）は、本市所管課に事務局を置き、上下水道局職員が職務として計理事務を行っていることから、契約事務等についても上下水道局の取扱いに準じて厳格に取り扱うべきである。

については、随意契約の理由を明記し、見積合わせを行い、又は、より競争性のある契約を行うなど、適切な契約事務を行うよう、改められたい。

講 じ た 措 置

京都市上下水道局職員等厚生会に対し指導を行った結果、当該厚生会において会計要綱等を平成20年5月26日付けで一部改正し、上下水道局に準じた取扱いをするよう徹底した。

また、物品等の調達に係る随意契約について、随意契約する理由を明記するようにし、1者からの見積書に基づき随意契約する場合は特別な事情を明らかにし、その他のものについては複数者から見積りを採るよう改めたとの報告を受け、その内容を確認した。

監 査 の 結 果

25 京都市上下水道局職員等厚生会

(2) 財政援助団体監査

a 団体関係

(b) 物品等の調達に係る履行確認について、納品書がないもの及び納品書に納品日の記入のないものがあり、すべての納品書に職員による履行確認を示す押印がされていなかった。

水道局職員厚生会は、本市所管課に事務局を置き、本市職員が職務として計理事務を行っていることから、履行確認についても本市の取扱いに準じて厳格に取り扱うべきである。

については、納品書を受領し、履行確認を行った複数の職員が確認印を押印したうえ、確実に整理保管するなど、適切な履行確認を行うよう、改められたい。

講 じ た 措 置

京都市上下水道局職員等厚生会に対し指導を行った結果、当該厚生会において会計要綱等を平成 20 年 5 月 26 日付けで一部改正し、物品等の調達に係る履行確認について、必ず納品書を徴取し、納品日の記入漏れがないか等を確認、納品書に担当職員複数名が押印したうえで、整理保管することとしたとの報告を受け、その内容を確認した。

監 査 の 結 果

25 京都市上下水道局職員等厚生会

(2) 財政援助団体監査

a 団体関係

(c) 水道局職員厚生会の認定した会員サークルに対する補助金については、サークル補助金交付基準（以下「交付基準」という。）によると、京都市又は京都府を代表して全国規模の大会等に参加する場合、申請書を提出のうえ、総所要経費に一定の補助率を乗じた額を特別補助金として交付するとされているだけで、実績報告に関する規定を設けていなかった。

大会参加に伴う特別補助金を事前に申請したものを見ると、実施後に実績報告をさせておらず、補助金額が適正であったことを確認していなかった。

会員サークルに対する補助金の交付について、必要に応じて交付基準を見直し、大会参加後に証拠となる書類を添付して実績報告をさせたい。補助金額を精査するなど、適正な交付手続きとなるよう、改められたい。

講 じ た 措 置

京都市上下水道局職員等厚生会に対し指導を行った結果、当該厚生会においてサークル補助金交付基準を平成20年5月26日付けで一部改正し、大会参加後等に証拠となる書類を添付して実績報告をさせ、補助金額を精査できるよう交付手続きを改めたとの報告を受け、その内容を確認した。

監 査 の 結 果

25 京都市上下水道局職員等厚生会

(2) 財政援助団体監査

a 団体関係

(d) 職員に現金支払いをさせる必要がある特別な支出については、京都市上下水道局職員等厚生会会計要綱（以下「厚生会会計要綱」という。）によると、資金前渡をすることができ、当該資金前渡をしたときは、現金の出納保管を行う会計幹事が資金前渡整理簿に記帳することとされているが、当該帳簿を作成していなかった。また、資金前渡職員が出納の状況を明らかにする資金前渡出納簿を備えていなかった。

資金前渡については、債権者以外に支出する特例的な支出であることを踏まえ、資金前渡整理簿を作成するとともに、厚生会会計要綱を見直し、資金前渡職員に資金前渡出納簿を作成させるなど、適正な管理となるよう、改められたい。

講 じ た 措 置

京都市上下水道局職員等厚生会に対し指導を行った結果、資金前渡整理簿について、平成19年度以降作成しているとの報告を受け、その内容を確認した。

また、適正な管理を徹底するため、資金前渡出納簿を作成するよう事務処理を改めたと報告を受け、その内容を確認した。

監 査 の 結 果

25 京都市上下水道局職員等厚生会

(2) 財政援助団体監査

b 所管課関係

(a) 厚生会補給金の交付については、地方公務員法に地方公共団体が職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、それを実施することが定められており、京都市上下水道局職員等厚生会条例、京都市上下水道局職員等厚生会規程に基づき、会費総額に相当する額を負担している。

その交付手続きを見ると、水道局職員厚生会から提出された補給金額の交付申請のみをもって決定しており、事業内容等を示すものの提出を求めていなかった。

厚生会補給金が交付目的に適合するかを審査する観点から、事業計画、収支計画等の提出を求め、職員の保健、元気回復その他厚生に関する計画として妥当であるかを審査したうえ、交付決定するなど、適切な事務処理を行われたい。

講 じ た 措 置

平成 20 年度の補給金の申請時に、予算書及び事業計画書の提出を求め、厚生会事業内容等が厚生会補給金の交付目的に適合しているかを審査し、交付決定する事務処理に改めた。

監 査 の 結 果

25 京都市上下水道局職員等厚生会

(2) 財政援助団体監査

b 所管課関係

(b) 厚生会補給金に係る履行状況の確認については、決算終了後速やかに決算書を提出することを交付条件としていたが、提出させていなかった。

厚生会補給金に係る履行確認について、交付目的に適した事業が実施され、補助の効果が挙げられているかを検証する観点から、決算書に加え、事業実績報告書等を確実に提出させ、それらを精査することなどにより、履行確認を確実に行われたい。

講 じ た 措 置

平成 19 年度決算から厚生会決算確定後に決算書及び事業報告書の提出を求め、事業内容の実施状況と厚生会補給金の使用状況を精査し、交付目的に適した事業が実施されていたかを確認するように事務処理を改めた。

監 査 の 結 果

27 財団法人京都市学校給食協会

(3) 公の施設の指定管理者監査

a 団体関係

財団法人京都市学校給食協会（以下「給食協会」という。）の運営に対しては、本市から補助金を交付していることから、出納その他の事務の執行は経済的・効率的に行われるべきであるが、次のような事例があった。

(a) 物資配送委託、物資一時保管委託等について、特定の業者との随意契約について業者選定理由を示していなかった。

(b) 給食協会への運営補助金の交付条件として、職員の服務・給与関係・旅費等については、京都市の規程に準じるものとされているが、旅費については、日当、宿泊料が正しく支出されていなかった。

給食協会に対し適切に指導し、改められたい。

講 じ た 措 置

給食協会に対して指導した結果、

(a) 平成20年度契約から、業者選定理由を明示した上で契約していることを平成20年7月に確認した。

(b) 指摘後の旅費支出案件から、京都市規程に準じた金額を支出していることを平成20年7月に確認した。

なお、今後、京都市規程の改正時には給食協会への周知を徹底する。

2 平成 18 年度財政援助団体等監査（平成 19 年 5 月 14 日監査公表第 559 号）

（総合企画局－1）

監 査 の 結 果

1 財団法人大学コンソーシアム京都

(2) 出資団体監査

a 団体関係

財団の固定資産の管理については、財団法人大学コンソーシアム京都会計規程（以下「大学コンソーシアム会計規程」という。）によると、耐用年数 1 年以上で取得金額 10 万円以上の有形固定資産等を固定資産としたうえで、固定資産管理台帳を備えて、保管状況について記録することとされているが、減価償却処理のための償却資産明細表を作成していたものの、固定資産管理台帳を作成していなかった。

固定資産の管理について、適正な資産管理をする観点から、資産の種別、構造又は用途、耐用年数、取得年月日、異動日等、管理のために必要な記録を整理するなど、固定資産管理台帳を作成、整備されるよう、大学コンソーシアムに対して適切に指導し、改善されたい。

講 じ た 措 置

財団法人大学コンソーシアム京都に対し指導を行った結果、固定資産管理台帳を作成したとの報告を受け、平成 19 年 10 月にその内容を確認した。



監 査 の 結 果

7 京都国際観光客誘致推進協議会

(2) 財政援助団体監査

a 団体関係

- (a) 予算執行については、団体の総会で決定した事業計画及び収支予算に基づき実施し、予算の変更を伴うものについては流用等の決定を行うべきであるが、予算を流用して経費支出していたものや当初予算の項目になかった事業に経費支出していたものがあつたにもかかわらず、予算の流用等の決定を行っておらず、該当する専決事項も定めていなかった。

専決規程について、適正な事務の執行を確保する観点から、権限の行使及び事務事業の実施に関する事項を明確に規定するなど、早急に整備されたい。

講 じ た 措 置

平成 20 年 1 月に、会計処理を定めた事務局規約において予算の流用に関する専決規定を整備し、以後同規定に基づいて、予算項目間の流用を行う場合には、流用の決定を行っている。

監 査 の 結 果

7 京都国際観光客誘致推進協議会

(2) 財政援助団体監査

a 団体関係

(b) 支出決定については、支払の原因となる行為の前に行うことを原則とすべきであるが、特別の理由が明らかでないにもかかわらず、事務局職員である本市の職員が支払った経費の領収書に基づき、事後に支出決定を行い、立替払の精算を認めているものが多数見られた。

支出決定について、予算の計画的かつ適正な執行を確保する観点から、支払の原因となる行為の前に行い、立替払はやむを得ない場合に限定するよう、具体的に取り組みたい。

講 じ た 措 置

平成19年9月から事前に支出決定を行ったうえで、履行・納品後に支出を行う形に改めた。

事業の性質上、少額の立替払が生じている場合があるが、やむを得ない場合で、かつ金額が少額な場合に限定している。

平成20年度からは、事前に調査により、立替払の発生がやむを得ないと認められる場合には、あらかじめ専決権限者の承認を得ておくとともに、立替払を実施した場合は、後日理由書を添付するように改めた。

監 査 の 結 果

7 京都国際観光客誘致推進協議会

(2) 財政援助団体監査

a 団体関係

(c) 出納事務については、出納責任者の命令により行うべきであるが、支出決定書兼支出命令書を見ると、支払済の確認として事務局員である本市の係長級職員及び係員が記帳及び照合を行っていたものの、出納責任者の命令が明確になっておらず、出納責任者に係る事項を含む会計規則を定めていなかった。

会計規則について、適正な事務の執行を確保する観点から、計理処理における責任体制を明確に規定するなど、早急に整備されたい。

講 じ た 措 置

平成19年9月から事前に支出決定を行ったうえで、履行・納品後に支出を行う形に改めた。

また、平成20年7月に会計処理を定めた事務局規約に出納責任者としての出納役とその職務を規定して、会長及び事務局長以外の者をこれに充てて事務を執行している。

監 査 の 結 果

14 財団法人京都市下京民生児童委員会

(2) 財政援助団体監査

a 団体関係

(a) 補食の支給事業が補助対象事業となっており、その事業費の全額に補助金が充当されているが、食料品の購入に当たって競争性のある契約を行っていなかったため、購入価額が適正なものであるかどうか確認できなかった。

食料品の購入に当たっては、競争性のある契約を行うなど、適正な価額で購入したことが確認できるよう、財団法人京都市下京民生児童委員会に対し適切に指導し、改善されたい。

講 じ た 措 置

平成20年度からは、各業者から見積書及び「安全衛生・連絡体制」についての資料提出を求め、業者ごとの評価表を作成し、総合的に評価の高い業者と4箇月単位で契約を行うこととした。

補食事業は単に食料品の購入という観点からだけではなく、日々流動的な納品数の連絡体制や日々の納品・梱包（パンと牛乳）等の業者の事業体制も重要視されるため、価格のみが重要視される競争入札には馴染みにくい点もある。その中で出来る限り競争性のある契約を行うために、事業体制を評価して業者の候補選定を行い、その中から総合評価の高い業者を選定するという方式に変更したものである。

3 平成 17 年度財政援助団体等監査（平成 18 年 5 月 26 日監査公表第 538 号）  
（産業観光局－1）

監 査 の 結 果
11 株式会社京都産業振興センター (3) 公の施設の管理受託者監査 a 団体関係 (b) 京都市勧業館の管理委託に関する契約書によると、委託業務の執行に係る経理については、他の事務と区別して明確にすることとされているが、完了報告書及び四半期ごとの報告書が委託業務と他の事務を区別して作成されていなかった。 契約に基づき委託業務と他の事務を区別して、経理を明確にされたい。

講 じ た 措 置
平成 18 年度から京都市勧業館の指定管理者にセンターが指定されたことから、同社に対し、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 9 条に基づき、指定施設の管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分し、同条例第 8 条に基づく事業報告書を提出するよう指導した。 その結果、平成 19 年度には、指定施設の管理業務、伝統産業ふれあい館の運営受託業務及び京都館の運営受託業務について、それぞれ区分した経理が行われ、平成 20 年 5 月 30 日に京都市勧業館指定管理者事業報告書が提出された。 また、指定施設の管理業務以外の受託業務についても、契約に基づき、伝統産業ふれあい館の運営受託業務については 6 箇月ごとの報告書及び完了報告書が、京都館の運営受託業務については完了報告書が、それぞれ提出された。 なお、平成 18 年度の指定管理者制度への移行後は、指定施設の管理業務に係る事業報告書について四半期ごとの報告を求めている。

（監査事務局第二課及び同事務局第三課）